

# 我孫子町報

発行所  
千葉県我孫子町 我孫子2061  
我孫子町役場 (42番 番番  
142番 142番)  
電話我孫子 2242  
編集者 発行所  
責任者 元二  
宮本

## 今後の納税対策 方針をまとめる

去る七月十一日午後一時から、我孫子町役場において納税対策懇談会が開かれ、その会議終了後今後の我孫子町納税対策方針として次のような町長談話が発表された。

### 納税に協力して下さい

地方公共団体、即ち市町村はその収入を、租税に求めることを原則としてゐる。而かも市町村が、完全な自治体として存立し、発展してゆくとすれば、その財政面よりわけ租税徴収面に於ても、自治財政権を確立しなければならぬ。

既に於ける地方財政を、大雑把に、而かも具体的に説明するならば、国税に依存する附加税主義が採用され、殆んど町村の自主性はなかつたのであるが、現今の地方税制に於ては、国会の制定した地方税法の枠内に制限されているとはいへながら、昭和二十五年に、所謂「シャウプ勧告」に基づき、市町村に豊富に税源を手えられ、附加税等は之を廃止し、独立税主義が採用されるに至つたのであつて、税源の配分に於ても、町民税、固定資産税、電気ガス税、煙草消費税等を基幹とし、而かも国税の法律一本によつて、直接賦課徴収されるに反し、税目、税率、納期等、町村民の代表によつて決定される條例によつて、課税されるので、所謂自治権が殿として買かれてゐるのである。

完納者によつて建設された学校、道路、産業施設、民生事業等の恩恵に浴してゐることもなる訳であり、更にわれ等の代表たる議会に於て、審議した案件が一部分実現し得ないこともなつて、完納者に対し迷惑を掛けることゝなるのであります。ここに町民は納税の義務を感ずべきでありませう。

かくは申しまして、恐らく滞納者には、それぞれ滞納の理由があるかも知れませぬ。仮えは、折角納めた税金を、町当局は不当に消費することなきや。

一、賦課が不公平である。  
一、何かの理由で滞納者がある。  
一、滞納の多額に上つてしまつた。  
一、丁度納期に際し家事の都合で手持金がなかつた。

其他、等々挙げられようが、執行当局も、これらに於ては、町民に滞納者の声をきき、充分の調査研究を遂げ、改むべきは改めて善処すべき義務と責任を負はねばならぬが、更に、之に対処すべき方策をまず考へるべきである。当局は要に思ひ致しまして、全町にわたる関係者、納税組合の結成をもちましたのである結果、納税組合の結成を以て、この組合に結成されるならば、必ず納税の整理は可能であることと、その構成や運営等の詳細については別に報道することとし、ここには略すが、滞納整理の方針として、滞納者が第一義として凡ゆる方途に出ずるつもりであるが、若し故意に納税を怠り、町政上に支障を来すか如き事態を招来すると認めらるる場合に於ては、最後の所を以て望むは当然と言はねばなりません。この覚悟

なければ完納者に対して忠実なる所以でないからである。代表なければ課税なしといわれますが、納税なくして町の発展はないのであります。新しき我孫子町には、建設すべき事業は山積してゐるが、此際滞納整理の完遂によつてのみ実現し得るのであります。敢えて有識なる町民諸君に訴ふる次第であります。

### 四小増築工事着工す

三町村合併後初の町事業として、かねてから懸案の第四小学校々々、木造厚型スレート葺二階建一八六坪(校舎一六二坪、便所一〇坪、渡廊下一四坪)増築工事は去る七月十二日入札(八十社)の結果工費三、八八千円、ついで我孫子町我孫子三三九番地岡田重三郎氏に落札し、七月十七日地鎮祭を完了し、二十一日より本格的工事に取かつた。工期は四月で、十一月十日完成の予定である。之が完成の際には現在学校教育のなやみの種である二部教室も解消し、其の優美な校舎は我孫子町に一つの新美観を添へることにならう。

### 納税貯蓄組合の全町結成を推奨する

はあまのまいという考えから取上げていた方針の一つは納税貯蓄組合であります。この納税貯蓄組合と云ふのは昭和二十六年の四月に納税貯蓄組合法が公布されまして、国に於ても色々な特典等を組合に与えて之が育成助長に努めて居り、更に於きまして、同じようには大変な力をこめて居ります。

我が町では特別に納税貯蓄組合の奨励規程を定めて組合の設立と育成を奨励して居ることと前号(町報第二号)に発表された通りであります。代表者が税務署長、知事及町長に一定の届出をしたものであります。

が次に開かれて居る組合員は五百五十八名であり、その中で二組合が商業者だけを対象とした組合である他は全部が地域組合で部落を単位として結成されたものであります。

### 第一 納税貯蓄組合とはどんなものか

納税貯蓄組合は次の様な条件をかね備えてゐる団体であります。

一、構成員は一世帯の納税者を代表する個人又は法人の代表者

二、単位は一定の地域又は勤務先とする

三、業務の目的は、その組合員の税金を納付するための納税資金の貯蓄のあつたて、その他納税資金の貯蓄についての必要な事務を行うこととする。そのあつたてを述べますと

一、貯蓄すべき金額の取まとめ

二、貯蓄すべき金額の年間の税額通知に基づいて各自が決定し

三、二面第一段に納税

前号により発表した我孫子町章の入選圖案を左に掲載いたします。この圖案は「ア」を圖案化したもので、上部は手賀沼を表はし波型は町將來の飛躍発展を表はして居り、その斬新的な点が審査員全員の推賞を得た。

現在我が町には三十組合出来て居り、その組合員は五百五十八名であり、その中で二組合が商業者だけを対象とした組合である他は全部が地域組合で部落を単位として結成されたものであります。



### 昭和30年産米事前売渡による価格表

等級別	1等	2等	3等	4等	5等	備考
9月30日迄引渡したもの	円 4,640	円 4,595	円 4,520	円 4,445	円 4,260	価格差1俵含む 480円を引く
10月15日	4,400	4,355	4,280	4,205	4,020	価格差1俵含む 240円を引く
10月30日	4,280	4,235	4,160	4,085	3,900	価格差1俵含む 120円を引く
11月1日以降	4,160	4,115	4,040	3,965	3,780	

註 (1) 本表は2重新米(内儀の横紐3ヶ所以上各2廻りのもの)(98円)包装代含む価格  
(2) 繰上米は12月20日迄に売渡した場合に限り本価格に450円を加算した金額を支拂ふ  
(3) 事前売渡申込をしないものは本価格より40円差引いた価格  
(4) 複式新米の場合は本価格より28円差引いた価格

### 昭和30年産麦政府買入価格表

種別	品種銘柄	量目	1等	2等	3等	4等	
普通	大粒小麦	第二類	52.5 K	1,758円	1,733円	1,703円	1,603円
小粒小麦	坊主	〃	〃	1,698	1,673	1,643	1,543
〃	関取	〃	〃	1,773	1,748	1,718	1,618
〃	関東皮	〃	〃	1,733	1,708	1,678	1,578
裸麦	第四類	6'0 K	〃	2,265	2,235	2,185	2,095
小麥	第二類	〃	〃	2,158	2,138	2,113	2,023
強力小麥	第二類 農林67号	〃	〃	2,198	2,178	2,153	2,063

(1) 本表は千葉県に於て生産された麦の一重新米(包装代四四五円を含む)の価格である。  
(2) 本表は検査手数料10円を含む。

